

留学前の手続き

留学に行くことが決定しましたら、以下の手続きを行ってください。申請方法の詳細は、keio.jp の News にてお知らせします。必ず確認してください。

【交換留学】

① 国外留学申請書（所定用紙）、入学許可書（写）、履修予定科目の講義要綱（写）を用意し、keio.jp の News 記載のオンラインフォームから申請を行う。

※指定された期間までに入学許可書（写）や講義要項（写）の入手が間に合わない場合は、後日提出可。

※オンライン留学の場合のみ、オンライン留学であることがわかるメールや留学先機関のウェブサイトのコピー等も提出してください。

② 学生部よりガイダンスの詳細についての連絡を受け取る。

※書類の確認に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

* 教授会にて正式に承認された後、留学許可通知を保証人へ送付します。

【私費留学】

私費留学は、海外の大学で正式な手続を経て、正規生と同じ授業を受ける場合に申請でき、学習指導面談・教授会において適正と認められる必要があります。なお、語学研修や留学生向けのプログラム・インターンシップを伴うプログラムは、原則として休学として扱われます。

① 国外留学申請書（所定用紙）、入学願書（写）、履修予定科目の講義要綱（写）、入学許可書（写）、正規生と同じ授業を受けることを証明できる書類（公式サイトのコピー等）を用意し、keio.jp の News 記載のオンラインフォームから申請を行う。

※オンライン留学の場合のみ、オンライン留学であることがわかるメールや留学先機関のウェブサイトのコピー等も提出してください。

※最初に語学研修を受講し、語学研修でのスコアによって学部の授業を履修できるかどうかが決まる留学のプログラムに参加する予定の方は、何点以上のスコアで学部の授業が履修できるかが明記されたパンフレットのコピーも提出してください。

② 学生部より学習指導面談（またはガイダンス）の詳細についての連絡を受け取る。

※学習指導面談は、通常留学開始の1ヶ月前まで（夏休み中に出発の場合は6月中旬まで、春休み中に出発の場合は1月上旬まで）に済ませる必要があります。必ず早めに申請を行ってください。

なお、面談時期によっては、留学開始後の面談となる可能性があることをあらかじめご了承ください。

③ 学習指導面談（またはガイダンス）

* 教授会にて正式に承認された後、留学許可通知および学費減免書類を保証人へ送付します。

留学中の注意事項

1. 帰国前連絡について

留学期間終了3か月前になったら、学生部法学部担当宛に以下の要領でメールを送ってください。帰国後の手続きについて、学生部法学部担当より返信します。

宛先： mita-hou@adst.keio.ac.jp

件名： 帰国前連絡（学籍番号・氏名）

内容： ①帰国予定日 ②単位認定希望の有無 ③進級・卒業時期の希望

送信メール例

件名： 帰国前連絡（30912345・慶應太郎）

内容： ○○大学に交換留学中の法律学科3年 慶應太郎です。

- ① 帰国予定日…2000年〇月〇日頃
- ② 単位認定を希望します。
- ③ 留学出発前にすでに進級に必要な30単位を取得しています。帰国後の春学期は4年生に進級し、2000年〇月の卒業を希望しています。

2. 大学院入試出願資格について

帰国時の学年は、出発前と同じ学年です。留学期間中に進級、卒業することはありません。

春学期に帰国予定の3年生で、大学院入試9月試験の出願資格を満たすため、出願時に4年生へ進級を希望される方は、帰国後、遡及進級願の提出し出願前に教授会で承認されなければなりません。春学期期間中の最終教授会は7月です。帰国の時期によっては教授会承認が大学院出願期間に間に合わないケースもあります。

出願期間については、ご自身でお調べいただき、教授会承認に関する日程については、学生部法学部担当にお問い合わせください。

留学後の手続き

1. 就学手続きについて

留学が終了し、帰国したら速やかに三田学生部法学部担当窓口^①に就学届（私費留学から帰国された場合は+学費の減免書類）を提出してください。就学届は本人と保証人が記入する必要があります。就学届提出時に、単位認定の有無、進級・卒業時期の希望についての確認を行います。

就学届、遡及進級願など手続きに必要な書式は以下の塾生サイトからプリントアウトできます。

<https://www.students.keio.ac.jp/mt/law/procedure/status/form.html>

（塾生サイト→三田法学部→各種手続き→留学・休学・退学・在学延長→手続き方法）

2. 単位認定について ※希望者のみ

留学先の大学で取得した科目の単位認定を希望する場合は以下の手続きに従って申請してください。

申請方法詳細は、keio.jpのNewsでお知らせします。書類を用意する前に必ず確認してください。

(1) 単位認定の流れ

必要書類（下記参照）を揃え、所定の Google フォームから申請 → 学習指導面談

※帰国後、就学届を窓口^①に提出するまでは申請資格がありませんのでご注意ください。

(2) 必要書類

①学生部所定の単位認定申請書（塾生サイトよりダウンロードしてください。）

②留学先の成績証明書

※オンライン成績表は不可。大学の公印や学長サインが入った公式な証明書をご用意ください。

※原則、英文の成績証明書に限ります。英語以外の言語による成績証明書しか入手できない場合には、法学部担当にご相談ください。

③学生部所定の単位認定についての説明書

（1科目ごとに1枚必要・書式は①同様、塾生サイトからダウンロードしてください。）

④授業時間数を証明する書類（「1コマ当たりの時間数」と「授業回数」を確認できる書類）

※単位数換算の目安は 1350分以上の授業で2単位、2700分以上の授業で4単位です。

ただし、675分以上の授業で1単位と認められることもあります。

※試験や自習は授業回数および授業時間数には含められません。

⑤認定を希望する科目のシラバス（写）

※シラバスに時間数が明記されている場合は、④は不要です。

※授業を受けていた年度のシラバスに限ります。

⑥授業で使用したテキストやノート（面談時に求められたときに提示できるようにご準備ください。）

(3) 認定される対象となる科目について

提出書類および学習指導面談において、専門科目に相当すると認められる科目が単位認定の対象となります。一般教養科目に相当するもの等は対象外です。専門科目か否かについては、シラバスの内容や科目番号などにより、客観的に判断されます。なお、2年制大学やコミュニティカレッジで取得した単位は、一般教養科目とみなされるため、単位認定の対象にはなりません

【法律学科】

・法律学関係の科目が単位認定の対象となるほか、法学部政治学科や他学部設置の科目に相当する専門科目も、「展開科目（他学科・他学部）」として単位認定の対象となります。ただし、卒業要件として認められる「展開科目（他学科・他学部）」は、（留学前に取得済みのもも含め）22単位が上限であり、それを超えた分は自主選択科目となります。

・米国の大学の場合は科目番号の100番台～200番台の科目は一般教養科目とみなされているため、これらの科目は単位認定の対象にはなりません。300番台以降の科目のみ申請が可能です。

【政治学科】

・政治学関係の科目が単位認定の対象となります。

・科目名が「Introduction～」となっている科目は、原則として一般教養科目とみなされます。

(4) 注意事項

・成績証明書を手入してから1か月以内（休校期間を除く）を目安に申請をしてください。

・認定される分野・単位数は学習指導面談で決定します。認定された単位は取り消すことができません。

・単位認定された単位は、留学先での評語に関わらず、一律「G」（認定）になり、成績表および、成績証明書に記載されます（※海外の大学院に出願を考えている方はご注意ください）。

・認定される単位数の上限は30単位です。

・副専攻認定を目指す学生は、一般教養科目に相当する科目が（単位認定の対象外ではあるものの）副専攻の条件を満たす科目として考慮される可能性がありますので、その件に関しては、日吉学生部に相談してください。

3. 履修申告について

学期途中で帰国した場合、その学期の科目の履修はできません。ただし**以下の①②の条件を満たす場合は履修が可能**です。

①帰国が春学期の場合は3月末、秋学期の場合は8月末までに、帰国日程と次学期の履修を希望する旨を法学部担当まであらかじめメール連絡すること

②各学期の「履修エラー修正期間」（具体的な日程は履修案内を参照のこと）までに、法学部担当窓口に「就学届」を直接提出に来ること

①のメールをいただいた際に、詳細について返信いたします。

なお、授業開始後の帰国となった場合、出席できなかった最初の数回の授業について、事情が考慮されることは一切ありません。また、第一次履修申告期間までに帰国できない場合は、抽選実施などにより履修可能な科目が制限されている可能性があることも、ご承知おきください。

進級・卒業のタイミング

進級・卒業のタイミングは、以下の点を参照し検討してください。

① 在学期間延長制度

4年生が卒業単位を満たし、卒業のタイミングが訪れると、卒業の意思に関わらず卒業となりますが、在学期間延長制度を利用することで、さらに1学期間在学を延長することができます。

② 留学期間を在学年数に含める

就学届提出時に留学の期間を在学年数に含めるか否か選択することになります。進級・卒業の基本的な条件は①進級・卒業に必要な単位を満たす②2学期以上在学する（復活制度による例外あり）になりますが、留学期間を在学年数に含めることで、②の学期数にカウントすることが可能です。

※在学年数への参入は1年間分に限りません。

在学年数に含めない留学期間中の単位認定はできませんので注意してください。

③ 復活制度

3年の在学期間が3学期以上であれば、4年生に進級後、1学期終了時に卒業の対象者になります。

④ 留学中に進級・卒業はしない。

帰国後の学年は出発前と同じ学年です。留学期間を在学年数に含め、進級に必要な単位を既に満たしている、もしくは単位認定申請が承認されることで満たす場合は、遡及進級願を申請することで、4月に遡って進級が可能になります。

⑤ 単位認定

進級や卒業に対して不足している単位を、単位認定にて充足することを検討することが可能です。

【問い合わせ先】

三田学生部法学部担当

・電話：03-5427-1557（直通）

・メール：mita-hou@adst.keio.ac.jp